

一般社団法人日本産科婦人科内視鏡学会 技術認定制度規則

第1章 総則

第1条 目的

内視鏡手術は閉鎖された空間で繊細な周辺機器を用いて行う手術であり、機器に対する十分な知識と高度な技術が求められる。日本産科婦人科内視鏡学会技術認定制度は、産婦人科領域における内視鏡手術に携わる医師の技術と知識を評価し、内視鏡手術を安全かつ円滑に施行する者を認定し、本邦産婦人科領域における内視鏡手術の発展と普及を促し、さらには国民の健康維持に寄与することを目的とする。

注：一般社団法人 日本産科婦人科内視鏡学会技術認定制度委員会において規定する内視鏡手術とは、腹腔鏡、子宮鏡等を用いて行う手術を意味するものとする。

第2章 技術認定制度委員会

第2条 技術認定制度委員会の設置

一般社団法人日本産科婦人科内視鏡学会（以下、本法人と略記）は、前条の目的を達成するために技術認定制度委員会を置く。

第3条 技術認定制度委員会の構成

委員長1名と委員若干名

第4条 技術認定制度委員会の業務

- 1) 技術認定制度委員会は、認定制度にかかわるすべての問題に対処する。
- 2) 技術審査委員の審査と選定を行う。
- 3) 技術審査に関するコンセンサスマーケティングを開催し、審査の適正化を図る。

第5条 技術認定制度委員会委員の資格

- 1) 技術認定制度委員会委員は、日本産科婦人科学会認定の産婦人科専門医でなければならない。
- 2) 技術認定制度委員会委員は本法人会員であると同時に、本法人技術認定証取得者でなければならない。
- 3) 技術認定制度委員会委員は、本学会の理事長が推薦し、理事会の承認を得る。

第6条 技術認定制度委員会委員長ならびにその業務

- 1) 技術認定制度委員会委員長は技術認定制度委員会委員の互選により選出され理事会の承認を得て理事長が任命する。委員長は技術認定担当常務理事を兼ねることができる。
- 2) 技術認定制度委員会委員長は、技術認定のために技術認定小委員会を置く。構成は若干名の技術認定制度委員及び技術審査委員からなる。技術認定小委員会は当該年の審査を行う技術審査委員の選出ならびに審査結果の判定を行い、技術認定制度委員会に答申する。
- 3) 技術認定制度委員会において決定された案件は、委員長が理事会に報告し、理事会の承認を得た後、対処される。
- 4) 技術認定制度委員会委員長は、技術認定制度委員会で選出された技術審査委員内定者を理事長に報告する。技術審査委員内定者は理事会の議を経て評議員会に報告され理事長により技術審査委員として任命される。

第7条 技術認定制度委員並びに委員長の任期

委員の任期は、2年とし、再任を妨げないが、原則として継続4年を超えない。委員長の任期は委員と同じとする。

第8条 技術認定制度委員、委員長の欠員の補充

委員あるいは委員長に欠員が生じたときは、理事長がその補充を行う。補充によって選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 技術審査委員

第9条 技術審査委員の業務

技術審査委員は技術認定のため申請された書類並びに動画をもとに技術認定申請者の技量を審査し、結果を技術認定制度委員会に報告する。

第10条 技術審査委員の資格

技術審査委員は、次の各号に定めるすべての資格を要する。

- 1) 継続7年以上本学会会員であること。
- 2) 技術認定証取得者であり、5年以上経過していること。
- 3) 日本産科婦人科学会認定の産婦人科専門医であること。
- 4) 産婦人科領域の高度の内視鏡手術を独力で完遂でき、これらの手術の指導ができること。
- 5) 本法人あるいはそれに準じる国内および国際学会での十分な業績を有すること。
- 6) 本法人雑誌あるいはそれに準じる国内および国際雑誌に十分な業績を有すること。
- 7) 過去5年間のうち、コンセンサスミーティングに3回以上出席していること。

第11条 技術審査委員選出方法

- 1) 技術審査委員は、第3章第10条各号に定める有資格者の中から、理事会の議を経て、理事長が任命する。
- 2) 手術実績一覧表提出

第12条 技術審査委員の更新

技術審査委員は3年ごとに更新する。再任に際しては、最近5年間継続して産婦人科領域の内視鏡手術を行っており、技術認定医資格を適切に更新していることを技術認定制度委員会で再審査し、理事会の議を経て、理事長が任命する。

第13条 技術審査委員の資格喪失

次の各号に該当する者は、技術認定制度委員会および理事会の議を経て、技術審査委員の資格を喪失する。

- 1) 正当な理由により技術審査委員としての資格を辞退したとき。
- 2) 申請書に虚偽の認められたとき。
- 3) 公益社団法人日本産科婦人科学会専門医の資格を喪失したとき。
- 4) 技術審査委員の更新を受けないとき。
- 5) 産婦人科領域の内視鏡手術に従事しなくなったとき。
- 6) 技術審査委員として不適当と認められたとき。

第4章 技術認定申請資格

第14条 技術認定申請要件

技術認定を申請する者（以下、技術認定申請者と略記）は次に定める要件を満たす必要がある。

- 1) 継続3年以上本学会会員であること。
注:3年とは入会后連続して36ヶ月以上の会員歴をいう。休会期間は会員履歴に含めない。
- 2) 公益社団法人日本産科婦人科学会認定産婦人科専門医であること。
- 3) 産婦人科専門医取得後に、通算2年以上の産婦人科内視鏡手術の修練を行っていること。腹腔鏡技術認定医を申請しようとするものは、うち、6か月間以上の本法人指定の認定研修施設において、修練を行わなければならない。なお、この条件を満たさない場合は、認定研修施設の技術認定医のもとで、執刀医もしくは助手として25例以上の腹腔鏡下手術に参加すること。
- 4) 術者として以下の規定件数以上の内視鏡手術経験を有する。
 - ① 腹腔鏡下手術で申請するものは100件（ロボット支援下手術は含まない）
 - ② 子宮鏡下手術で申請するものは50件（マイクロ波子宮内膜アブレーション（以下MEA）は含まない）

注：日本内視鏡外科学会への申請は腹腔鏡下手術のみで行う。

- 5) 産婦人科内視鏡手術に関係する学会、研究会、研修会、セミナー等に複数回出席していること。
- 6) 国外、国内内視鏡関連学会、および公益社団法人日本産科婦人科学会中央専門医制度委員会が認め研修出席証明される都道府県レベル以上での関連学会、または本学会が認定する研究会において、筆頭演者として学会発表5件以上の内視鏡手術に関係する発表があること^{*1}。
この学会発表は技術認定制度委員会の審査により内容が適切であると認められたものでなければならない。また、本法人が開催する学術講演会で、1回以上筆頭演者として学会発表することが必須である。
- 7) 国内外において内視鏡手術に関係する論文を、査読の証明がある医学雑誌に発表していること【論文5題以上（内1題は筆頭著者）】^{*2}。
*1 ロボット支援下手術およびMEAに関しては、内視鏡手術に関係する論文に含んでよい。
*2 本法人主催実技研修会、本法人主催縫合結紮講習会、本法人が認定する実技研修会（ウエット・ラボのみ）、本法人学術研修会及び日本内視鏡外科学会（以下 JSES）教育セミナー、JSES 内視鏡下縫合・結紮手技講習会への参加1回は、学会発表1回、または論文発表（筆頭著者以外）1回のいずれかに相当する。なお代替の場合にも内視鏡手術に関係する学会発表3題、論文発表3題（内筆頭1題以上）は必須とする。

第5章 技術認定方法

第15条 申請方法

技術認定を希望する者は、次の各号に定める申請書類と動画を本法人技術認定制度委員会に提出し、手数料30,000円を納付する。

- 1) 技術認定申請書・履歴書
- 2) 研修履歴書
- 3) 認定研修施設研修証明書
- 4) 日本産科婦人科学会専門医認定証（写）
- 5) 産婦人科内視鏡手術の手術実績一覧表（様式は別に定める）
- 6) 学会発表・研究論文発表業績目録
（学会発表は抄録および演題一覧のコピーを添付する。論文は別刷りまたはコピーを添付する。）
- 7) 動画添付用症例レポート
- 8) 12ヶ月以内に行った内視鏡手術の未編集のDVDまたはUSBメモリ1本
（自分で企画、遂行したもの。但し術式は不問だが、ロボット支援下手術、MEAは認められない。）

第16条 技術認定審査方法

技術認定申請者は、技術認定制度委員会により指名された技術審査委員によって、申請書類および動画から技量を審査され、技術認定制度委員会に報告される。その結果に基づき技術認定小委員会、さらに技術認定制度委員会において判定され、理事会に答申される。

- 1) 申請期間は毎年2月1日より2月末日までとする。
- 2) 審査は年1回とする。

第17条 認定証の交付

理事長は、技術認定制度委員会が術者としての十分なる技量があると認めた者に対して、理事会の議を経て評議員会に報告し本法人技術認定証を交付する。

第18条 技術認定資格の更新

技術認定資格は5年ごとに更新を必要とする。更新は、第15条1)、4)、7)、の書類と8)の動画に、申請から遡って過去5年間の下記内容を追加提出し、それら申請内容を技術認定小委員会で調査並びに審査し、技術認定制度委員会が判定し理事会の議を経て承認される。なお所定の基準を満たした場合には動画による技術審査を免除する。

- 1) 継続して臨床に従事していることの臨床実績
 - 2) 産婦人科内視鏡手術に関係する学会、研究会、研修会、セミナー等の参加実績および学会発表、論文発表、論文査読の実績。(ロボット支援下手術およびMEAは含んでよい)
 - 3) 腹腔鏡下手術 50 例 (ロボット支援下手術は含んでよい) 以上、又は子宮鏡下手術 (MEA を除く保険収載されているもの) 30 例以上の手術実績一覧表
 - 4) 調査普及アンケート (合併症アンケート) の回答実績
2. 更新手数料
動画技術審査が 10,000 円、書類審査のみの場合 20,000 円とするが、すでに腹腔鏡技術認定資格および子宮鏡技術認定資格両方を有しており同時に更新するものは、書類審査料を各 10,000 円とする。
3. 更新延期
- 1) 産休、留学、病気療養等で臨床を中断した場合、あるいはやむを得ない事情で内視鏡手術に関われない時期があった場合、更新申請を延期することができる。
 - 2) 延期願いは、当該年度に本人が申請し、技術認定制度委員会で審査する。期間は原則として 1 年以内とする。延長期間中は認定医として扱い、学会ホームページの認定医リストからも削除しない。

第 19 条 技術認定証取得者の資格喪失

次に該当する者は、技術認定制度委員会および理事会の議を経て、その資格を喪失する。

- 1) 正当な理由を付して、その認定資格を辞退したとき。
- 2) 本法人会則の規定に従って、会員としての資格を喪失したとき。
- 3) 申請書に虚偽の認められたとき。
- 4) 技術認定証取得者として不適当と認められたとき。
- 5) 臨床に従事しなくなったとき。

第 20 条 復活

やむをえない事情により取り消された技術認定資格は、資格喪失から 2 年以内に復帰の申し立てがあった場合、技術認定制度委員会および理事会の議を経て、復活を認めることができる。

第 21 条 技術認定医の資格停止と再認定

- 1) 技術認定医は指定期間内に更新を行わなかった場合、一時的に技術認定医の資格を停止する。資格停止後は技術認定医としては扱われず、学会ホームページの認定医リストからも削除される。
- 2) 資格停止後、2 年以内に要件を満たせば、再度更新 (再認定) 申請を行うことができる。
- 3) 資格停止期間が 2 年を超えた場合は、更新申請はできない。但し、新規申請を妨げるものではない。

第 22 条 技術認定制度規則の変更

本法人が技術認定制度規則を変更しようとするときは、理事会の決議を経なければならない。

附則

- 1) 本規則発効時は技術認定制度委員並びに技術審査委員は本法人研修会指導医の中から理事長により指名される。
- 2) 本規則は 2002 年 8 月 2 日より施行される。
- 3) 平成 19 年 10 月 1 日 第 14 条、第 18 条改定。
- 4) 平成 25 年 4 月 1 日 日本産科婦人科内視鏡学会より一般社団法人日本産科婦人科内視鏡学会へ団体名変更。
- 5) 平成 25 年 9 月 7 日 第 14 条 3)、第 15 条 3) を改定し、これらは平成 28 年 2 月より施行される。
- 6) 平成 25 年 12 月 24 日 第 18 条改定。

- 7) 平成 26 年 9 月 12 日 第 10 条、第 18 条、第 20 条を改定。第 21 条を加える。
- 8) 平成 28 年 3 月 25 日 第 14 条 6)、第 14 条 7)、第 15 条 6) を改定し、これらは平成 29 年 2 月より施行される。
- 9) 平成 28 年 11 月 30 日 第 3 条、第 4 条 2)、第 9 条、第 12 条、第 14 条 3)、6)、7)、第 15 条 7)、8)、第 16 条、第 18 条 2)、3)、2.3.2) を改定し、これらは平成 29 年 2 月より施行される。
- 10) 平成 29 年 6 月 9 日 第 14 条 7)、第 18 条 2) を改定し、第 22 条を加える。